

平成 22 年 7 月 9 日

各 位

株式会社 北洋銀行

「暴力団排除条項」を導入します

北洋銀行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成 22 年 8 月 2 日(月)より、普通預金取引をはじめとする下記の各種預金規定や、その他の取引の規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(「暴力団排除条項」)を導入することとし、規定の改定を行いますのでお知らせいたします。

今後、北洋銀行では反社会的勢力との一切の関係遮断につとめてまいります。

記

1. 「暴力団排除条項」とは

本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当行の判断により契約を解除させていただくことを定めた条項です。すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

また、新規取引お申込みの際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

2. 対象となるお取引

普通預金、総合口座、当座預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、財形預金、譲渡性預金、外貨預金、貸金庫、保護預り

平成 22 年 8 月 2 日より、お客さまにお渡しする各種預金規定、その他のお取引規定に導入いたします。また、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

当座預金、貸金庫、保護預りについては既に暴力団排除条項を導入しておりますが、今回、表明・確約していただく方法に改定いたします。

以 上

平成22年8月2日より普通預金規定の一部を下記のとおり改定させていただきます。

【北洋銀行 普通預金規定】(一部抜粋)

改定前(旧)	改定後(新)
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>1.(反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、後記12.(3)の、のAからFおよびのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記12.(3)の、のAからFまたはのAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>11.(解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出印を持参のうえ、取引店に申出てください。当行が認めた場合は、取引店以外の当行本支店でも解約ができます。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前記10.(1)に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前記(2)または(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>以下、条番号繰下げ</p> <p>12.(解約等)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前記11.(1)に違反した場合 この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(3)前記(2)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A.暴力団</u> <u>B.暴力団員</u> <u>C.暴力団準構成員</u> <u>D.暴力団関係企業</u> <u>E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F.その他前AからEに準ずる者</u> <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>A.暴力的な要求行為</u> <u>B.法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>E.その他前AからDに準ずる行為</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 前記(2)、(3)または(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>